

子育て世帯生活支援特別給付金【国制度】のお知らせ

問合せ 町民福祉課 子育て支援担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援として子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

申請書や必要書類については町民福祉課へお問合せください。

申請期限 令和4年2月28日(月)

ひとり親世帯分（児童1人当たり一律5万円）

支給対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日(18歳の年度末)までの間にある児童(障害児については20歳未満)を監護しており、以下の要件のいずれかに該当する方

- ①令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方(申請不要)…5月11日に支給済みです。
- ②公的年金等の受給により、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方(要申請)
※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限ります。
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方(要申請)

制度全般についての問合せ先

厚生労働省「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター

☎0120-400-903(受付時間:平日午前9時～午後6時)

ひとり親世帯以外分（児童1人当たり一律5万円）

支給対象者

次の①または②に該当する方

※既にひとり親世帯分の支給を受けている方は対象となりません。

- ①令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けていて、令和3年度分の町民税均等割が非課税である方(申請不要)…「支給案内通知」を送付し、各手当受給口座に支給します。
※町民税非課税の方が主な対象となります。申告がお済みでない方、収入がなかったため申告をしていない方等は速やかに町民税の申告をしてください。町民税の申告をされない場合、町民税未申告の扱いとなり、本給付金を速やかに支給出来ない可能性があります。
- ②令和3年3月31日時点で18歳未満の子(障害児については20歳未満)の養育者であって、以下のいずれかに該当する方(要申請)
※令和3年4月以降令和4年2月末までに生まれる新生児も対象
 - 令和3年度分の町民税均等割が非課税である方
 - 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の町民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる方(家計急変者)

制度全般についての問合せ先

令和3年度子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)に係る電話相談窓口

☎0120-811-166(受付時間:午前9時～午後6時)

合併処理浄化槽への転換費用を補助しています

問合せ 防災環境課 環境担当 ☎0495-77-2124 FAX0495-77-3915

専用住宅に設置されている単独処理浄化槽または汲み取り便槽から合併処理浄化槽へ転換を行う場合、補助金を交付しています。

ぜひこの機会に合併処理浄化槽に転換し、放流水の水質改善を図り、快適な生活環境をつくりましょう。

対象区域 下水道事業供用開始区域(渡瀬・元原の一部、熊野堂の一部)以外の地域

補助基数 人槽を問わず、30基(先着順)

補助金額(上限)	5人槽	7人槽	10人槽
設置補助金	444,000円	486,000円	576,000円
配管費	64,000円(単独浄化槽からの転換の場合) 32,000円(汲み取り便槽からの転換の場合)		
撤去・処分費	60,000円(単独浄化槽からの転換の場合) 30,000円(汲み取り便槽からの転換の場合)		

受付期間 申請受付を開始しています。

注意点 ●補助対象は、販売・賃貸目的ではない専用住宅または店舗併用住宅(居住部分が1/2以上)で、10人槽以下の合併処理浄化槽に転換する場合があります。

- 補助対象の浄化槽は、高度処理型で、かつ環境配慮型の性能要件を満たす浄化槽に限ります。
- 新築、増改築(建築確認申請を必要とする)に伴い合併処理浄化槽を設置した場合は、対象外です。
- 工事費が上記の金額を下回る場合は、実際に要した工事費用が補助金額になります。
- 工事がすでに着工または完了しているものは対象になりません。
- 30基に満たない場合でも、予算に達し次第、受付は終了となります。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求はお済みですか

問合せ 町民福祉課 福祉担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

令和2年4月から、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(第十一回特別弔慰金)の請求を受け付けています。まだ請求がお済みでない方は早めに手続きをお願いします。詳しくは町民福祉課へお問合せください。

支給対象者

- 戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日(基準日)時点で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お1人に支給されます。
- (1)令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
 - (2)戦没者等の子
 - (3)戦没者等の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
 - (4)上記以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

請求期限

令和5年3月31日

※この期間を過ぎると請求できなくなりますのでご注意ください。

留意事項

- ・特別弔慰金は、ご遺族を代表するお1人が受け取るものです。ご遺族間の調整は、記名国債を受け取った方が責任を持って行うこととなります。
- ・請求を受け付けてから国債の交付までにかかる期間は1年程度です。
- ・令和2年4月1日以降に請求をされた方には、順次国債を交付していますので、改めて請求する必要はありません。